

# 尼崎市嘱託職員労働組合 との交渉状況

令和4年度第3号  
通算第57号  
令和4年12月6日  
尼崎市総務局  
人事管理部給与課

## —令和5年度向け合理化について—

### ◎日時・場所

令和4年9月29日（木）午後7時30分～午後8時（中央北生涯学習プラザ 学習室3）

### ◎今回の交渉の主な目的

従前、合理化については実施時期の半年前までに提案することを労使の間で確認してきていることから、今年度においても令和5年度実施に向けての事務事業の見直し等について提案を行った。

### ◎組合への提案

（提案メモ）令和5年度向けの合理化について

[別紙](#)

### ◎具体的な交渉内容

#### 1 令和5年度向け合理化について

##### 協議の要旨

当局から、令和5年度向け合理化提案項目である学校給食調理業務の見直しについて説明した後、協議を行った。

尼崎市嘱託職員労働組合の主張	当局の回答
今回の委託により、現にあまよう特別支援学校において任用されている職員は、次年度以降どうなるのか。	今回提案している学校給食調理業務の委託については、退職動向等を踏まえて進めるものとしており、今回の提案もこの方針に基づくものであり、現にあまよう特別支援学校で任用している職員は、他の直営校に配置されることになる。
保育所調理師として働くことを希望することは可能なのか。	希望自体は可能であるが、希望どおり任用される保証はない。
今年度から65歳以上で再度任用される場合は公募試験が実施されることとなっているが、学校給食調理業務で任用されている職員は、65歳以上も公募は不要と聞いているが、どうか。	同業務においては新たな職員募集を行わないこととしていることを踏まえ、例外的に再度任用時の公募を不要としているため、65歳以上であっても、健康状態や勤務成績等に問題がなければ、再度任用されることになる。

<p>委託が進むと、今後の任用があるかどうか不安になってくる。今年度から任用上限年齢が撤廃されたことで長く働き続けられるようになったことを受けて、委託化のスピードを弱める考えはないのか。</p>	<p>確かに任用上限年齢の撤廃により長く働き続けることが可能になったが、一方で健康面の不安や家庭の都合等を理由に 65 歳到達前での退職も想定される。こうしたことも踏まえ、これまでより早い段階で今後の就労意向のアンケートをとることにより、今後の委託化の時期を改めて検討していくものと原局から聞いている。</p>
<p>災害時に対応を求められるなど、学校給食調理業務は、市民のライフラインに関わる業務であり、直営を維持すべきだと考えるが、業務委託後においてどのように災害時に対応していく考えなのか。</p>	<p>災害等の危機管理体制の重要性については当局も十分に認識しており、受託業者が責任をもって対応するように仕様書で定めているところである。</p>
<p>あまよう特別支援学校の給食調理業務では、個々の子どもの状態に応じた特別食等のきめ細かな対応が必要となり、直営であるからこそ安全面が確保されているのではないのか。</p>	<p>あまよう特別支援学校において、きめ細かな対応が必要になることは、原局も認識しているところであり、民間事業者においてもその対応は十分に担えると判断した上での見直しであると聞いている。</p>
<p>この見直しに係る効果額は。</p>	<p>今回の見直しによる効果額は、約 410 万円を見込んでいる。</p>
<p>効果額はそれほど大きいものではないと思われるが。</p>	<p>学校給食調理業務については、既に 35 校の委託化を行っており、今回の見直しに限らず、過去を含めたこれまでの学校給食調理業務に係る委託効果は一定生じている。</p>
<p>業務委託を行うことでのデメリット等はないのか。</p>	<p>学期ごとに保護者・学校・受託業者で構成する学校給食運営委員会を開催し、委託校の実施状況の検証を重ねており、保護者や教職員の満足度も高いものと原局から聞いている。</p>
<p>学校給食運営委員会の場で委託の検証を行っていることは理解した。食に関わるものであり、特に安全性が求められることから、引き続き色々な部門からの検証を行っていただきたい。</p>	<p>原局にはその旨を伝えておく。</p>

**課題解決への方向性**

今後も関係部局と連携しながら対応していくこととした。

以上  
(給与課)

令和5年度向けの合理化について（メモ）

R4.9.29

1 学校給食調理業務の見直し（教育委員会事務局）

(1) 目的

学校給食調理業務の効率化を図る。

(2) 実施内容

あまよう特別支援学校の給食調理業務について業務委託を行う。

(3) 実施時期

令和5年4月1日

(4) 人員

非常勤行政事務員 ▲3人

以上  
(給与課)